

第15編 その他の災害に共通する対策編

その他の災害に共通する対策として、多くの災害対策に比較的共通する事項を定めます。

なお、対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編 風水害対策編で定める事項を準用します。

第1章 災害予防

第1節 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・伝達体制の充実

- (1) 県は、市町村等との情報の収集・連絡体制の整備を図ります。 [くらし安全防災局]
- (2) 県警察は、県、市町村、消防機関、関係事業者等の関係機関との間における情報収集・連絡体制の整備を図ります。 [警察本部]
- (3) 県は、災害時の情報収集、伝達方法を確立するため、現状のシステムにおける課題や通信システムに関する技術動向を踏まえ、災害情報受伝達体制の一層の充実に向けた検討を進めます。 [政策局、くらし安全防災局]
- (4) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報受伝達に関するシステムや資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。 [関係局]
- (5) 市町村は、住民等への確実な情報伝達のため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努めます。県は、市町村の災害時の情報収集・提供体制の強化を支援します。 [くらし安全防災局]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めます。

(2) 消火活動

ア 市町村は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

イ 市町村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

(3) 医療救護活動

ア 県及び市町村は、関係機関と調整の上、神奈川県保健医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。 [健康医療局]

イ 市町村は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

ウ 県は、市町村の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努めます。

[健康医療局]

3 緊急輸送活動

- (1) 県警察は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備します。
- (2) 県警察は、災害時において交通規制を実施した場合には、道路管理者と連携し、その周知を図ります。
- (3) 県警察は、広域的な交通管理体制を整備します。

4 避難誘導

- (1) 市町村は、指定避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から県民への周知徹底に努めます。
- (2) 市町村及び施設の管理者は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

資 料

風水害編	15-1-1-(1)	神奈川県危機管理対策本部要綱
〃	15-1-1-(2)	神奈川県危機管理対策会議設置要綱
〃	15-1-1-(3)	神奈川県危機管理対処方針

第2章 災害時の応急活動計画

第1節 災害発生直前の対策

1 警報等の伝達

横浜地方気象台は、県内で気象の現象に伴う災害又は被害の発生するおそれがある場合、必要な警報又は注意報を発表し、県民や防災関係機関に警戒や注意を喚起します。また、24時間体制をとっている県くらし安全防災局では、直ちに防災行政通信網を通じて、県及び市町村等の必要な機関に伝達します。

2 警報の発表に伴う事前配備体制

- (1) 横浜地方気象台から県内に警報が発表された場合、県くらし安全防災局では当番班職員が警戒体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村及び防災関係機関においても、それぞれが定めている配備計画に基づき事前配備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を決定します。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害が発生した場合、発災直後の応急活動対策を適切に実施するため、被害規模等の概括的な情報をいち早く把握することが、その後の応急対策を効果的に実施するために不可欠です。

県では、様々な種類の通信手段を活用することはもちろんのこと、映像情報等を利用して被害の規模や程度を推定し、その情報に基づき災害対策本部設置の判断をはじめ、国、市町村、防災関係機関と協力して速やかに応急対策を進めます。

1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報の連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者は速やかに当該事業の安全規制等を担当する省庁（以下「安全規制等担当省庁」という。）に連絡します。
- イ 安全規制等担当省庁は、大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等連絡を内閣総理大臣官邸（内閣官房）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁等）、関係都道府県及び関係指定公共機関に行います。
- ウ 県は、安全規制等担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関へ連絡します。

(2) 大規模な災害発生による被害情報の収集・連絡

- ア 大規模な災害が発生した場合、関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。
- イ 市町村は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。
- ウ 県警察は、災害が発生した場合、直ちに警察官を現場に急行させ、被害状況や被害拡大性の有無について確認を行います。また、必要に応じてヘリコプターテレビ等による映像情報を収集し、災害対策本部室に配信します。
- エ 県は、横浜市及び川崎市のヘリコプターテレビや両市の高所監視カメラ等の映像情報の提供を受け、被害情報を把握します。
- オ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、映像情報等による被害規模に関する概括的な情

報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡します。

(3) 一般被害情報の収集・連絡

- ア 現地災害対策本部、市町村、その他防災関係機関は、各種の被害情報等を災害対策本部に災害情報管理システム、防災行政通信網を通じて報告します。
- イ 県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じて消防庁及び関係省庁に連絡します。
- ウ 関係事業者は、被害状況を安全規制等担当省庁に連絡します。

(4) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者は、安全規制等担当省庁に応急対策等活動状況を連絡します。
- イ 市町村は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- ウ 県は自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。
- エ 県は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を消防庁へ随時連絡します。

2 通信手段の確保

- (1) 県及び市町村は、通信手段を確保するため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置します。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請します。
- (2) 県は、災害時の県防災行政通信網の輻輳に対応するため、通信制限の措置を行う等により通信の運用に支障のないよう努めます。
- (3) NTT東日本は、電気通信設備の被災により通話に著しく支障がある場合は、被災地からの通話を優先します。また、緊急通話の疎通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。
- (4) 各種通信施設の利用
 - ア 警察通信設備の優先利用

県は、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能になり、他に通信手段がないときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「警察通信設備の優先利用等に関する協定」により、警察通信設備を優先的に利用します。
 - イ 非常通信の利用

県、市町村及び防災関係機関は、加入電話及び防災行政通信網が使用不能になったときは、あらかじめ定める計画に基づき関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
 - ウ 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。
 - エ 放送機関への放送要請

県は、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、加入電話及び県防災行政通信網が使用不能となったときは、市町村等に対する気象予警報の通知等の連絡のため、放送機関に対し、放送を要請します。
 - オ 自衛隊への要請

県は、十分な通信手段の確保が困難になったときは、通信確保の措置を自衛隊に要請します。

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の配備体制

県は、災害の状況に応じて速やかに警戒体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。

また、災害が拡大するおそれがあるときには、第1次応急体制等へ体制を拡大させます。

(2) 対策本部の設置

被害の規模から判断して、災害対策本部の設置には至らないが、応急対策が必要と認めるときは、県は、対策本部を設置して、応急対策を円滑に行う体制をとります。

(3) 災害対策本部の設置

ア 知事は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を県庁西庁舎6階の災害対策本部室に設置します。

なお、知事は、災害の拡大のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止します。

イ 知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに、内閣総理大臣（消防庁経由）及び消防庁長官に被害状況の報告をするとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に連絡します。

(ア) 市町村長

(イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(ロ) 陸上自衛隊東部方面混成団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び海上自衛隊第4航空群司令

(ハ) 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

(ニ) 隣接都県知事等

(4) 現地災害対策本部等の設置

災害対策本部長は、地域における災害応急対策を円滑に実施するため、必要と認める地域県政総合センターに、災害対策本部の組織として、現地災害対策本部を設置します。

なお、災害対策本部設置に至らない局地的災害で、応急対策上必要と認めるときは、地域県政総合センターに現地対策本部を設置します。

(5) 災害対策本部を設置した場合の参集・配備

災害対策本部を設置した場合には、災害対策本部長は、直ちに各局長、地域県政総合センター所長等に通知し、各局長等は、配備編成計画に基づき、職員を配備します。勤務時間外、休日等に災害対策本部を設置した場合には、各局長等は、あらかじめ定める連絡体制により職員を参集・配備させます。

また、現地災害対策本部を設置した場合には、地域県政総合センター所長に通知します。現地災害対策本部長は、同様に関係職員を参集・配備させます。

(6) 国の非常（緊急）災害対策本部への連絡及び協力体制

ア 災害対策本部は、大規模な被害発生を確認し、緊急性、必要性が高いと認められるときは、中央防災無線により内閣総理大臣官邸及び非常（緊急）災害対策本部等に連絡します。

イ 国の非常（緊急）災害対策本部の現地対策本部が設置された場合には、県は、国の現地対策本部と連絡調整を図りつつ、災害対策について支援、協力等を求めます。

2 県警察の活動体制

県警察は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地指揮所を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、関係機関と連携して応急対策を行います。

3 市町村の活動体制

- (1) 市町村は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により災害応急対策を検討し、必要な措置を講じます。
- (2) 市町村長は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条の2に基づき、市町村災害対策本部を設置します。
- (3) 市町村は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

4 関係事業者の活動体制

- (1) 関係事業者は、発災後、速やかに災害拡大の防止のための必要な措置を講じます。
- (2) 関係事業者は、発災後、速やかに職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部設置等必要な体制をとります。

5 広域的な応援体制

- (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、その被害状況によって、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、他市町村長に対し応援要請を行い、若しくは知事に対し、応援要請又は災害応急対策の実施を要請します。
- (2) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急措置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示します。
- (3) 知事は、市町村長の要請又は自らの判断により、次のとおり各機関の長に対し、広域応援の要請を行います。
 - ア 県公安委員会に対する警察庁又は他都道府県警察への援助要求の要請
 - イ 消防庁長官への要請（他都道府県消防機関所有のヘリコプターの派遣要請、緊急消防援助隊の派遣要請等）
 - ウ 相互に応援協定を締結している九都県市首脳会議や関東地方知事会及び全国知事会を構成する都道府県に対する応援要請

6 自衛隊の災害派遣

- (1) 知事は、災害の規模や収集した被害情報を基に自衛隊の派遣要請について判断し、その必要を認めた場合には直ちに派遣を要請します。
- (2) 市町村長は、知事への自衛隊派遣要請の要求が連絡不能で要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合には、自主派遣をします。

なお、市町村長は、この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知します。

第4節 救助・救急、消火及び医療救護活動

1 救助・救急活動

(1) 県民及び自主防災組織の役割

県民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村による救助・救急活動

被災市町村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、県及び他の市町村に応援要請を行います。

(3) 被災地以外の市町村、県及び関係機関等の役割

ア 被災地以外の市町村は、県又は被災市町村からの要請に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施します。

イ 県は、被災市町村の応援要請に基づき、国等の各機関に応援要請を行います。

ウ 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。

エ 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。

オ 県警察は、救出救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めます。

(4) 資機材等の調達等

救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行します。

2 消火活動

(1) 発災直後の初期段階において、県民及び自主防災組織等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めます。

(2) 被災市町村は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行います。

(3) 第三管区海上保安本部は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じて、県に対して応援を要請します。

(4) 市町村は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて、神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請などを行います。

(5) 被災地以外の市町村は、被災市町村から要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めます。

3 医療救護活動

(1) 被災地域内の医療機関による医療救護活動

ア 被災市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めます。

イ 被災地域内の医療機関は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じて、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行います。

ウ 被災地域内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めます。

エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じて、救護班を派遣するよう努めます。

(2) 被災地以外からの救護班の派遣

ア 被災市町村は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は災害対策本部等に対し、救護班の派遣について要請します。

イ 県、医師会及び歯科医師会は、市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行います。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

ウ 救護班を編成した医療関係機関は、その旨災害対策本部等に報告するよう努めます。

第5節 避難対策

1 避難誘導の実施

- (1) 災害時には、市町村は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難情報の発令を行います。
- (2) 避難誘導に当たって、市町村は、指定緊急避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めます。

2 避難所

(1) 指定避難所の開設

市町村は、災害時に必要に応じ指定避難所を開設し、県民等に対して周知徹底を図ります。

(2) 避難所の運営管理

ア 市町村は、避難所マニュアル策定指針を参考に、自主防災組織等地域住民の代表、施設管理者及び市町村職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所の円滑な運営管理を行います。また、運営方針を決定する段階から、男女のニーズの違い、要配慮者等の多様な視点が反映できるよう、充分配慮します。避難所の運営管理に当たっては、被災者に対する給水、給食措置などが円滑に実施できるよう努めるとともに、この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、県民、自主防災組織、災害救援ボランティア等の協力が得られるよう努めます。

イ 市町村は、避難所ごとの避難者に係る情報の早期把握に努めます。

ウ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めます。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮します。

エ 市町村は、関係省庁等の支援と連携し、避難所マニュアル策定指針などを参考に、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外で避難生活を送る被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めます。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞り場所の確保等の支援に努めます。滞り場所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営管理に努めます。
- (2) 県及び市町村は、帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。
- (3) 企業・事業所は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。
- (4) 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市町村の情報伝達等に基づき地域の一時滞在施設等を案内するものとします。

4 応急仮設住宅等

(1) 応急仮設住宅必要戸数の把握

県及び市町村は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅などの戸数を関係団体と連携して調査します。あわせて、県は、家屋被害状況及び応急仮設住宅の必要戸数について市町村ごとの状況を調査するとともに、全壊、全焼、流失等の建築物数、避難者数及びその分布等データを活用して、応急仮設住宅（建設型・賃貸型）の必要戸数と公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅の活用できる戸数を市町村別に把握します。

(2) 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設宅（建設型・賃貸型）を供給する必要があるときは、市町村と密接な連携をとり、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

(3) 資機材の調達

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材を関係団体との協定に基づき速やかに調達します。

その上で、なお資機材が不足する場合には、海外からの調達を含めて全国の都道府県や関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）にその調達について協力を要請します。

(4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

県及び市町村は、応急仮設住宅への入居者の募集について、当該市町村の協力のもとに行います。この際、要配慮者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。

(5) 公営住宅等への一時入居

県及び市町村並びに県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空家住宅を積極的に活用します。

(6) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等の民間所有施設についても、避難者の一時入居のため、その所有者等に建物の提供について協力を要請します。

(7) 住宅の応急修理

災害救助法が適応されたときは、県は市町村と密接な連携をとり、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要最小限度の部分について応急修理を行います。

5 多様な視点への配慮

県及び市町村は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等に当たって、要配慮者や男女双方の視点などに十分配慮します。

第6節 保健衛生、防疫、遺体対策等に関する活動

1 保健衛生

- (1) 市町村は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めます。また、必要に応じて健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知するとともに、救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行います。
- (2) 市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じます。また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。
- (3) 県は、広域的立場から市町村の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。
- (4) 県及び市町村は、災害による被災者のこころのケアを行うために、かながわDPATや医療、保健及び福祉関係者等の協力を得て、時期や状況に応じた必要な措置を講じます。また、被災者のみならず災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

2 防疫対策

- (1) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は各個人が行うことを原則とし、市町村長は、被災地の状況に応じた的確な指導あるいは指示を行います。
- (2) 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条に規定された感染症について、一類感染症（エボラ出血熱、ペスト等）、二類感染症（中東呼吸器症候群（MERS）、ポリオ等）又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため、必要があるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等するとともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するため必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し就業制限を命じるほか、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。
- (3) 県は市町村に対し次の指示を行い、市町村はその指示に基づき防疫対策を実施します。
 - ・ 感染症予防上必要と認めた場合の清掃方法及び消毒方法
 - ・ ねずみ族、昆虫の駆除
 - ・ 予防接種の指示
 - ・ 厚生労働省の承認を得た上での予防内服薬の投与

3 遺体対策等

市町村は、遺体対策については、適切な対応をとるため、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮します。

また、必要に応じて、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。県は、これらが円滑に遂行できるよう協力します。

第7節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

- 1 被災市町村は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引き渡された物資の被災者に対する供給を行います。
- 2 県は、応急物資の取扱いや生活必需物資の調達に関する協定を締結している企業、団体及び販売業者に対し、物資の調達を要請します。
- 3 県及び市町村は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）又は国の非常（緊急）災害対策本部等に物資の調達を要請します。

第8節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保

(1) 被災地域等の交通規制の実施

ア 県警察

(ア) 被害の状況を把握し、被災地域への流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施し、県及び道路管理者と協力し危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

(イ) 災害発生時の交通規制等

災害発生時の交通規制は、被害の規模、地域の道路交通状況等によって弾力的に行う必要があります。

a 緊急交通路確保のための交通規制

災害発生後、特に初期には、負傷者の救出救助等災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、道路交通の実態を掌握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限します。

b 道路管理者等への通知及び要請

緊急交通路確保のための通行の禁止や制限を行う場合、関係公安委員会、道路管理者等への通知を速やかに行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときに必要と認める場合は、道路管理者に対し、その道路の区間において車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行うことを要請します。

c 警察官の措置

緊急交通路等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあるときは、必要に応じ当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動させるなどの措置命令を行います。

イ 自衛官及び消防吏員

災害派遣を命じられた部隊の自衛官及び消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件の所有者に対して移動させるなど必要な措置を命令するほか、相手方がその場にはいない場合は、当該措置を行います。

当該措置命令をし、又は措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

ウ その他

道路管理者は、通行規制や応急啓開等必要な対策の実施について、県警察、交通機関への連絡を行います。

(2) 道路の応急復旧等

ア 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、被災県又は市町村等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示します。その場合、緊急輸送路の確保を最優先に応急復旧等を実施します。

イ 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努めます。

ウ 路上の障害物の除去について、道路管理者、県警察、消防機関及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な体制をとります。

(3) 港湾及び漁港の応急復旧等

ア 港湾管理者及び漁港管理者は、その管理する港湾施設及び漁港施設について、早急に被害状況を把握し、災害対策本部等に対して被害状況を報告するとともに、必要に応じ応急復旧等を行います。また、港湾施設について、国土交通省（関東地方整備局）及び港湾管理者は必要に応じて応急復旧等を行います。

イ 第三管区海上保安本部は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めます。

(4) 海上交通の整理等

ア 第三管区海上保安本部は、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行います。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めます。

イ 第三管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を禁止するなど航行制限を行います。

ウ 第三管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保します。

(5) 鉄道交通の確保

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに、応急復旧等を行います。

2 緊急輸送

(1) 県は、車両、船舶、ヘリコプター及び鉄道車両による輸送手段を状況に応じ確保します。

(2) 市町村は地域の現況に即した車両等の調達を行い、必要な車両の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達、あっせんを依頼します。

第9節 社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

1 社会秩序の維持

県警察は、自主防犯組織等と連携して、被災地及びその周辺におけるパトロールや生活安全に関する情報の提供を行い、社会秩序の治安維持に当たります。

2 物価の安定、物資の安定供給

県及び市町村は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め・売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行います。

県は、県民が落ち着いた消費行動がとれるよう、生活必需品の供給状況等について、必要な情報提供に努めます。

第10節 被災者への的確な情報伝達活動

1 被災者への情報伝達活動

(1) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供します。なお、その際、高齢者、障害者等の要配慮者、観光客、在日外国人、訪日外国人等に配慮した伝達を行います。

(2) 情報伝達に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関への協力を求めます。

2 県民等からの問い合わせに対する対応

県、市町村及び事業者は、必要に応じ、発災後速やかに県民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行い、情報のニーズを見極め収集・整理を行います。

第11節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ等

(1) 県は、県災害救援ボランティア支援センターを設置し、神奈川県社会福祉協議会等と連携を図り、避難所運営や物資運搬等の救援活動を希望する災害救援ボランティアに対して必要な災害情報の提供を行うとともに、災害救援ボランティアの需給調整を行う災害ボランティアコーディネーターが活動するに当たって必要な支援を行います。

(2) 県及び神奈川県社会福祉協議会、日本赤十字社神奈川県支部等の関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めます。

(3) 県は、ボランティアの受入れに際して、救助・救急、応急手当、介護、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災状況調査、輸送、通訳、手話通訳、アマチュア無線、ボランティアコーディネート等といったボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めます。

- (4) 市町村においても、関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動の円滑な実施が図られるように支援に努めるものとします。また、消防機関においても、災害救援ボランティアと十分連携のとれた効率的な活動を行うものとします。

2 義援物資、義援金の受入れ

(1) 受入れ及び配分

ア 義援物資

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市町村は、関係機関等の協力を得ながら、民間企業や自治体等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市町村は、その内容のリスト及び送り先を公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口の義援物資

県及び市町村は、個人等からの小口義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針を周知するものとします。

なお、周知に当たっては、記者発表や県及び市町村のホームページへの掲載のほか、県域報道機関及び全国ネットの報道機関による放送や他の自治体等のホームページへの掲載依頼などを行います。

イ 義援金

県及び市町村は、義援金の受入れ、配分に関して、市町村、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を必要に応じて組織し、適切な受入れ、配分を行います。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めます。

(2) 海外からの支援受入れ

県及び市町村は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努めます。

令和4年3月

神奈川県地域防災計画

—風水害等災害対策計画—

発行 神奈川県防災会議

編集 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課

横浜市中区日本大通 1

電話 045(210)1111
